

○国土交通省令第四十号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十七条第三項及び第五項並びに貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項及び第五項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十日

国土交通大臣 石井 啓一

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(過労防止等) 第二十一条 (略) 2～4 (略) 5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、<b>疲労、睡眠不足</b>その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 6 (略) 7 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、<b>疲労、睡眠不足</b>その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示<b>その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。</b> (点呼等) 第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の<b>運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</b>ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。 一・二 (略) 三 疾病、<b>疲労、睡眠不足</b>その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(過労防止等) 第二十一条 (略) 2～4 (略) 5 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、<b>疲労</b>その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。 6 (略) 7 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の運行中疾病、<b>疲労</b>その他の理由により安全な運転を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員に対する必要な指示<b>その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。</b> (点呼等) 第二十四条 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の<b>運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。</b>ただし、輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、旅客自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該旅客自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。 一・二 (略) 三 疾病、<b>疲労</b>その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p>

2 (略)

3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

4・5 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 三 (略)

三の二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 十 (略)

2 11 (略)

2 (略)

3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

4・5 (略)

(運転者)

第五十条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 三 (略)

三の二 疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 十 (略)

2 11 (略)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(点呼等)</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(運転者)</p> <p>第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか</p>	<p>(過労運転の防止)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(点呼等)</p> <p>第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。ただし、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあつては、当該貨物自動車運送事業者は、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器による点呼を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無</p> <p>三 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(運転者)</p> <p>第十七条 貨物自動車運送事業者の運転者は、前条に定めるもののほか</p>

、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 (略)

一の二 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二〇八 (略)

、事業用自動車の乗務について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 (略)

一の二 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。

二〇八 (略)

附 則

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。